

議案第101号

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

区は、児童相談所を設置する市（区）に政令指定され、令和3年4月に児童相談所設置市になります。

児童相談所設置市として、新たに幼保連携型認定こども園の認可等に関する事務を処理するに当たり、港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定します。

1 目的

幼保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障することを目的とします。

2 制定根拠

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、制定するものです。

3 区が新たに処理する事務

- (1) 幼保連携型認定こども園の認可や廃止又は休止の承認、認可の取消しを行います。
- (2) 設置者等に対する報告の徴収、検査等を行います。

4 条例の内容

区内の幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する最低基準を定めます。なお、本条例で規定する要件は、国が定める参酌等の基準となる府省令及び都が既に定めている条例と同一の要件とします。ただし、満3歳児以上の食事等について、国の府省令及び都条例は外部からの搬入を特例的に認めていますが、区は保育所と同様に外部からの搬入を認めず、全ての園児に対する自園調理を義務付けます。

5 条例概要

別紙のとおり

6 施行期日

令和3年4月1日

港区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の概要

基本的事項	学級の編制	職員に係る基準	設備に係る基準	運営に係る基準	その他の基準												
<p>趣旨（第1条） 定義（第2条） 設備運営基準の目的（第3条） 設備運営基準の向上（第4条） 設備運営基準と幼保連携型認定こども園（第5条） 幼保連携型認定こども園の一般原則（第15条） 一般的基準（第27条）</p>	<p>満3歳以上の園児については、学級を編成すること。（第6条）</p>	<p>1 各学級に専任の保育教諭等を1人以上置くこと。 2 園児の教育及び保育に直接従事する職員を以下のとおり置くこと。 (1) 満1歳未満の園児 3人につき1人以上 (2) 満1歳以上満3歳未満の園児 6人につき1人以上 (3) 満3歳以上満4歳未満の園児 20人につき1人以上 (4) 満4歳以上の園児 30人につき1人以上 3 調理員を置くこと（調理業務の全部委託の場合を除く。） 4 副園長又は教頭、主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭及び事務職員を置くよう努めること。（第7条）</p>	<p>【園舎及び園庭について】（第8条） 1 園舎は、原則として2階建て以下とすること。 2 保育室等は、原則として1階に設けること。 3 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けること。 4 園舎の面積は、次の（1）と（2）を合算した面積とすること。 (1) 学級数に応じた面積（満3歳以上分） <table border="1" data-bbox="1338 625 1932 737"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180㎡</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）㎡</td> </tr> </tbody> </table> (2) 園児数に応じた面積（満3歳未満分） ・乳児室又はほふく室 園児数×3.3㎡ ・保育室又は遊戯室 園児数×1.98㎡ 5 園庭の面積は、次の（1）と（2）を合算した面積とすること。 (1) アとイのうちいずれか大きい面積（満3歳以上分） ア 学級数に応じた面積 <table border="1" data-bbox="1338 982 1932 1094"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）㎡</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）㎡</td> </tr> </tbody> </table> イ 満3歳以上の園児1人につき3.3㎡ (2) 満2歳以上満3歳未満の園児1人につき3.3㎡ 【園舎に備える設備について】（第9条） 1 職員室、乳児室又はほふく室、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備を設けること。 2 満3歳以上の園児に係る保育室の数は、学級数を下回ってはならないこと。 3 飲料水用設備は、手洗用設備及び足洗用設備と区別して備えること。 4 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満1人につき3.3㎡以上とすること。 5 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上1人につき1.98㎡以上とすること。 6 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備、図書室及び会議室を備えるよう努めること。 【園具及び教具について】（第10条） 学級数や園児数に応じ、必要な種類と数の園具及び教具を備え、これらは常に改善し、補充すること。</p>	学級数	面積	1学級	180㎡	2学級以上	320+100×（学級数-2）㎡	学級数	面積	2学級以下	330+30×（学級数-1）㎡	3学級以上	400+80×（学級数-3）㎡	<p>【教育・保育時間等について】（第11条） 1 毎学年の教育週数は、39週を下回らないこと。 2 教育時間は1日につき4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。 3 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めること。 4 開園日は日曜日と祝日を除いた日、開園時間は1日につき11時間を原則とすること。 【子育て支援について】（第12条） 1 保護者の要請に応じて適切に提供できる体制で子育て支援を行うこと。 2 子育て支援を行うに当たっては、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めること。 【食事について】（第20条） 1 食事を提供するときは、自園で調理する方法により行うこと。 2 献立は、できる限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものであること。 3 食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮すること。 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うこと。 5 園児の食を営む力の育成に努めること。</p>	<p>掲示（第13条） 履修困難な教育内容の指導（第14条） 職員の知識及び技能の向上等（第16条） 差別的取扱いの禁止（第17条） 虐待等の禁止（第18条） 懲戒に係る権限の濫用禁止（第19条） 秘密保持等（第21条） 苦情への対応（第22条） 非常災害対策（第23条） 保護者との連絡（第24条） 他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準（第25条） 他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準（第26条）</p>
学級数	面積																
1学級	180㎡																
2学級以上	320+100×（学級数-2）㎡																
学級数	面積																
2学級以下	330+30×（学級数-1）㎡																
3学級以上	400+80×（学級数-3）㎡																